

むつ市議会第145回臨時会会議録 第1号

議事日程 第1号

平成21年5月28日(木曜日)午後1時開会・開議

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

【議案一括上程、提案理由説明】

第3 議案第38号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第4 議案第39号 むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第5 議案第40号 むつ市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

第6 議案第41号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第7 報告第5号 平成20年度むつ市一般会計繰越明許費繰越計算書

第8 報告第6号 平成20年度むつ市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書

第9 報告第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成20年度むつ市一般会計補正予算)

第10 報告第8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成20年度むつ市介護保険特別会計補正予算)

第11 報告第9号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市地域活性化・生活対策基金条例)

第12 報告第10号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市税条例等の一部を改正する条例)

第13 報告第11号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

第14 報告第12号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)

第15 報告第13号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(旧川内町、旧大畑町及び旧脇野沢村過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)

第16 報告第14号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)

第17 報告第15号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成21年度むつ市一般会計補正予算)

【議案質疑、討論、採決】

- 第18 議案第38号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第39号 むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第20 議案第40号 むつ市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
- 第21 議案第41号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第22 報告第5号 平成20年度むつ市一般会計繰越明許費繰越計算書
- 第23 報告第6号 平成20年度むつ市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書
- 第24 報告第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成20年度むつ市一般会計補正予算)
- 第25 報告第8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成20年度むつ市介護保険特別会計補正予算)
- 第26 報告第9号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市地域活性化・生活対策基金条例)
- 第27 報告第10号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市税条例等の一部を改正する条例)
- 第28 報告第11号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 第29 報告第12号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)
- 第30 報告第13号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(旧川内町、旧大畑町及び旧脇野沢村過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)
- 第31 報告第14号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)
- 第32 報告第15号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成21年度むつ市一般会計補正予算)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（25人）

1番	鎌田	ちよ子	2番	澤藤	一雄
3番	新谷	泰造	4番	目時	睦男
5番	工藤	孝夫	6番	横垣	成年
7番	野呂	泰喜	9番	白井	二郎
10番	岡崎	健吾	11番	千賀	由徳
12番	山本	留義	14番	佐々木	隆徳
15番	富岡	修	16番	菊池	広志
17番	半田	義秋	18番	高田	正俊
19番	山崎	隆一	20番	川端	澄男
21番	中村	正志	22番	村川	壽司
23番	浅利	竹二郎	24番	新谷	功夫
25番	斉藤	孝昭	26番	富岡	幸夫
27番	村中	徹也			

欠席議員（2人）

8番	川端	一義	13番	馬場	重利
----	----	----	-----	----	----

説明のため出席した者

市長	宮下	順一郎	副市長	野戸谷	秀樹
教員	山本	文三	教育長	牧野	正藏
公営企業 管理業者	遠藤	雪夫	選挙管理 委員会 委員長	佐々木	鉄郎
農委 員 業会長	立花	順一	総務部長	新谷	加水
総務 調整 部 務 監	對馬	映子	会管総理 出納室 長	工藤	正明
企画部長	阿部	昇	企画部 理事	近原	芳栄
民生部長	齋藤	秀人	保健福祉 部長	鴨澤	信幸
経済部長	櫛引	恒久	建設部長	太田	信輝
選挙管理 委員会 事務局長	大芦	清重	監査委員 局長	齋藤	純

教育部長	佐藤節雄	教育委員 事務局長	高田文明
公企業局 大所 總務課 副總務課 保健課 總務課	佐藤純一 柳谷正尚 松尾秀一 岩崎若男 吉田真	育会局長 川内庁倉長 脇野所沢長 建設課 野建設 庁産業課 總務主任	河野健二 片山元 鏡谷晃 外崎幸二 澁田剛

事務局職員出席者

事務局長 總括主幹 主事	工藤昌志 柳田諭 井戸向秀明	次長 主査	澤谷松夫 石田隆 司
--------------------	----------------------	----------	------------------

開会及び開議の宣告

午後 1時00分 開会・開議

○議長（村中徹也） ただいまからむつ市議会第145回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は25人で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長（村中徹也） 議事に入る前に、諸般の報告を行います。

まず初めに、地方自治法第121条に基づく今臨時会への説明員の出席者については、お手元に配布の名簿のとおりであります。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査の結果報告がありました。なお、関係書類は事務局に保管しておりますので、ご閲覧願います。

次に、けさほど市長から、今臨時会に提出されております議案の一部に誤謬訂正がありましたので、お手元に配布しております。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（村中徹也） 本日の会議は議事日程第1号により議事を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（村中徹也） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、7番野呂泰喜議員及び17番半田義秋議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（村中徹也） 次は、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3～日程第17 議案一括上程、提案理由説明

○議長（村中徹也） 次は、日程第3 議案第38号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から日程第17 報告第15号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてまでの15件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） ただいま上程されました4議案11報告について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず、議案第38号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。が、本案は、青森県人事委員会の知事に対する県職員の給与に関する勧告にかんがみ、市職員の本年6月の支給に係る期末手当及び勤勉手当の支給割合の特例を定めるためのものであります。

次に、議案第39号 むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第40号 むつ市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第41号

むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これらの議案は、市職員の期末手当に係る支給状況を勘案し、私を初め副市長、公営企業管理者及び教育長並びに市議会議員の本年6月の支給に係る期末手当の支給割合の特例を定めるためのものであります。

次に、報告第5号についてであります。これは、平成20年度むつ市一般会計において設定しておりました定額給付金給付事業外20事業に係る繰越明許費につきまして、繰越計算書を調製しましたので、これを報告するものであります。

次に、報告第6号についてであります。これは、平成20年度むつ市介護保険特別会計において設定しておりました介護保険事務処理システム改修事業に係る繰越明許費につきまして、繰越計算書を調製しましたので、これを報告するものであります。

次に、報告第7号についてであります。これは、平成20年度むつ市一般会計補正予算についてでありまして、新たに設置しました地域活性化・生活対策基金への積み立て、むつ総合病院の第5次病院事業経営健全化計画に基づく不良債務解消のための追加負担、被保護者の増加に伴う生活保護扶助費等の増額及び起債の許可申請に係る地方債の補正に急を要したため、関係予算を専決処分したものであります。

次に、報告第8号についてであります。これは、平成20年度むつ市介護保険特別会計補正予算についてでありまして、介護報酬の改定による介護保険料の急激な上昇を抑制するために国が交付する介護従事者処遇改善臨時特例交付金の交付額の確定に伴い、介護従事者処遇改善臨時特例基金への積み立てに急を要したため、関係予算を専決処分したものであります。

次に、報告第9号についてであります。これ

は、地域活性化・生活対策臨時交付金の一部を公共施設整備基金に積み立てを予定しておりましたが、用途を公共施設整備に限定せず、広く地域活性化に資する事業または生活対策等に対応した事業の財源に充当できるように新たな基金を設置したものでありまして、平成20年度内での基金造成に急を要したため、むつ市地域活性化・生活対策基金条例を専決処分したものであります。

次に、報告第10号についてであります。これは、去る3月31日付をもって地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、平成21年度の課税事務に密接な関連を有するため、むつ市税条例等の一部を改正する条例を専決処分したものであります。

主な内容といたしましては、平成21年度評価替えに伴う宅地等に係る固定資産税の負担調整措置の継続並びに上場株式等の配当所得及び譲渡所得に係る個人市民税の軽減税率の適用期限延長について改正をしております。

次に、報告第11号についてであります。これは、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、平成21年度の課税事務に密接な関連を有することから、むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したものであります。

主な内容といたしましては、2割軽減世帯の所得がふえた場合等に国民健康保険税の減額措置の適用を行わないとする規定の廃止及び介護納付金課税額の限度額の引き上げについて改正をしております。

次に、報告第12号、報告第13号及び報告第14号についてであります。これらは関係省令の一部改正に伴い、省令の改正時期との整合を保つうえで急を要したため、むつ市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例、旧川内町、旧大畑町及び旧脇野

沢村過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例及びむつ市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したものであります。

内容といたしましては、固定資産税の不均一課税または課税免除に係る適用期限の延長について改正をしております。

次に、報告第15号についてであります。これは、平成21年度むつ市一般会計補正予算についてでありまして、むつ商工会議所、むつ市川内町商工会及び大畑町商工会が行う定額給付金支給に係るプレミアム付商品券発行事業に対する補助、むつ市脇野沢農業振興公社に対する資金の貸し付け並びに図書館光庭トップライトの改修に急を要したため、関係予算を専決処分したものであります。

以上をもちまして、上程されました4議案11報告について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決及びご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村中徹也） これで、提案理由の説明を終わります。

ここで議事整理のため、午後1時30分まで暫時休憩いたします。

午後 1時10分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第18～日程第32 議案質疑、討論、採決

議案第38号

○議長（村中徹也） 次は、日程第18 議案第38号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、6番横垣成年議員。

○6番（横垣成年） 1点だけお願いします。

今回0.2カ月減額ということになるのですが、これは減額の総額が大体どのくらいになるのでしょうか。あと人数も教えてもらえればなというふうに思います。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） お答えいたします。

共済費を含みまして、市職員の方では4,800万円程度になります。人数は、555人ということでございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

次に、21番中村正志議員。

○21番（中村正志） 議案第38号に若干質疑をさせていただきます。

このような議案を今まで何回か審議をさせてもらってきたのですが、毎回ちょっと重苦しい気持ちになるのです。今回人事院勧告を受けて、また青森県人事委員会の知事に対する県職員の給与に関する勧告にかんがみということでの提案であります。本来であれば公務員の権利を守る人事院でありますので、尊重されるべきものだとは思っておりますが、なかなか今回だけは、今現在そういう気持ちにはなれておりません。

国は、定額給付金で1万2,000円あるいは2万円というふうなお金を出して一生懸命消費を促しているにもかかわらず人事院が、独立した機関であるとは思いますが、このような消費に水を差す

ような今回のような勧告をすると。何か筋の通らない、理解をしがたいようなことを国や政府は行っているなというふうに感じておりますし、今前の横垣議員の質疑でもわかったとおり、555人で4,800万円。この4,800万円という金額を見ても、今回報告の中であります一生懸命市が消費を喚起するために補助しようとしてプレミア分を出したのが1,350万円、それよりもはるかに多い。このような中身を見まして、また全国の自治体の中には、ほぼ9割方は従うような報道がされておりますが、中には従わないところもあるというふうなことも聞いております。それらを考えまして、今回市長が提案して行っているわけですが、ちょっと矛盾したような今回の勧告について、市長自身は率直にどのように感じておりますでしょうか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 今中村議員お話しのとおり部分も否定は私はできないと思います。定額給付金、むつ市で約10億円程度の定額給付金が給付されました。そして、さまざまな部分で景気浮揚、そしてまた生活支援というふうな形で国の施策がとられて、今最中、ほとんど90%を超える形の中で定額給付金の事業が進んでいるわけですが、その部分と逆行するのではないかというふうなお考えが示されました。

私は、やはり影響がないとは言えないと、このように思います。これはマインドの部分、そういうふうな部分で公務員の方々のこの地域の経済に及ぼす影響というものは非常に大きいものだと思いますので、その部分でこの形で提案をするというふうなことは非常に心苦しいところもありますし、また少し納得のいかないところもあります。しかしながら、中村議員前段でお話しのとおり、人事院という中立、公正の、その組織の中で民間との格差、そういうふうなさまざまな部分の検討

を重ねた結果、そしてまた県の人事委員会の判断で県もこれを実施する。そして、県内40市町村ありますけれども、このほとんどが県の人事委員会の勧告に従って県に横並びで実施するというふうな、そういうやはり重みのある判断が今されているところでもあります。

議員各位も心は非常に苦しい部分があるかと思えますけれども、私自身もやはりそういうふうな思いは共有をしているところもあります。

経済に対する影響、これはないとは言えません。しかしながら、さまざま国がこれからまた、今は14兆円に及ぶ補正予算、今国会のほうで審議しておりますけれども、そういうふうな部分での景気浮揚、こういうところに期待をかけるところも私は大きく持っているところでもあります。

暫定的なものですけれども、この減額によりまして、職員の皆さんのモチベーションが低下しないように、これもまた私自身も督励もしていかなければいけないし、頑張ってもらわなければいけないと、このように私は思うところでもあります。

他市町村、今現在のところ90%くらいの自治体でこの措置をしているわけですが、していないところ、これはこれまでの流れを見ますと、さまざまところで、今までもうその措置をしているというふうなところがございます。独自の減額措置、こういうふうな自治体もありますし、あるいは夏季一時金決定済みの民間事業所が少ないと、そういうふうなところでも、措置をしなくても、もう十分これにこたえ得る形で減額をしなくても、もうその水準にあるというふうな自治体があるということでもありますので、ご理解をいただきたいなど、このように思います。

国の勧告を踏まえ、そしてまた県の判断に従うというふうなところ、非常に苦しいところがあります。仮にこれが実施されないとどうなるのかというふうな思いもありますけれども、この部分に

おいては今後影響が出てくるものと、このように私は判断をしております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 21番。

○21番（中村正志） ありがとうございます。今の答弁が市長の正直なところであろうと私も思います。

そこで、同じことのようになるかもしれませんが、市長は市議会議員初当選の際に、最初の一般質問のときに、平成8年3月であったと思います。そのときに、一家のあるじ、42歳公務員、妻、子供3人というふうな視点をを用いているというふうなことを話しておりましたが、市長ではなく、その一家のあるじ、あれから13年くらいたって、大分年はとっておりますけれども、市長ではなく、その一家のあるじがきょうのような提案についてどのように考えているのでしょうか。お願いします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 公務員の立場で私かつて平成8年のときに議場から一般質問を、そういうふうなシミュレーションの中でさせていただきました。そのときには、四十二、三歳の職員、公務員と、そして奥さん、子供2人だったでしょうか、そういうふうな形でシミュレーションを組んで質問をさせていただきました。

仮にこの方々、この家族が今あるとすれば、定額給付金で4万8,000円の支給がなされました。そういうふうなところを見ますと、減額は大体そのくらいになるのではないかなと、差し引きゼロかなかなと、こんな思いをしますけれども、その中でやはりこの想定をした公務員の家族の中では減額やむを得なしというふうな部分、やはり市民感情、この42歳のA公務員だとしますと、我々の給与というふうなものは市民のご負担からいただいているというふうなこと。そしてまた、市内の

景気、国内の景気、経済状況、こういうふうなもの判断すると、やむを得なしというふうな判断をしてくれるものだと、このように考えております。

以上です。

○議長（村中徹也） これで中村正志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。26番富岡幸夫議員。

○26番（富岡幸夫） この議案第38号から議案第41号までは関連をしております、私は到底承服できないと、こういう考え方があります。議案第41号の場合は、我々の身分にかかわることですから、これは今国会で、きょう可決するのでしょうか。2カ月分減額だということで、それに値してもいいのかなと私は思っております。

議案第38号、議案第39号、議案第40号にかかわることについての減額につきましては、納得できない部分というのは、人事院の勧告であれ、調査はしたということでありまして、なぜこれだけ拙速に地方の末端までこのようなことをしなければならぬのかと。というのは、国がおよそ経済を算定するに、尺度として使っている、または調査をしているというところと、地方の我々の経済の状況と、これまでそれぞれの行政が苦しいと言いながら、財政規模を縮小しながら、これまで多くの痛みを感じてやってきたにもかかわらず、同じように減額をするということについては、ほとんどの方は納得しないのではないのでしょうか。同じ地域の中でも民間の方々からすれば、これは公務員のことについてはいろいろ考え方があると思います。そこは、正直に承りたいと、こう思っておりますけれども、同じ立場の国家公務員がやったから、たった1カ月かそこら、またはここ10日かそこらで物事を決めるということについては全く承服できない、このように私は感じてお

りますが、市長はいかがですか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 納得ができないというふうなところは、またあえて私は納得いただくような議論はしませんけれども、その納得できないという部分は、私はそのままお受け取りいたします。

ただ、富岡幸夫議員のお話の中で、官民格差的なお話が若干においましてので、その部分でお話をさせていただきましますならば、中央における官民格差と、そしてまた地方における官民格差、これは地方での官民格差というのは非常に大きいものがございまして。そういうふうなところもまず考えなければいけませんし、そしてまた地方の官、これは国の官ですけれども、公務員というのは、国民または地域の住民の方々の負担でこれは給与等をちょうだいしているというふうなこと。ここで仮に国がこういうふうな形でさまざまな資料、データをもとにして国の経済状況、また民のほうの状況、経済状況、これを総合的に判断をして、人事院が中立、公正な判断のもとで、独立した機関のもとで判断をしたというふうなことは、私はその形に準ずるのが地方公共団体の長としてあるべき姿だと、このように私は認識しております。

以上です。

○議長（村中徹也） 26番。

○26番（富岡幸夫） 国の人事院は中立、公正を保ちながら、過去にないことを今回やられてきたということを青森県人事委員会はそのまうのみに、という言い方は大変失礼かも知れませんが、それを受けてということであります。そこで青森県の人事委員会は、青森県の調査をどのようにしたのか。聞いている部分があったらお知らせください。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 国のほうでは、調査を標本企業数2,669社ということで実施したというこ

とでございましてけれども、青森県においては調査をしていないということでお聞きをしております。

以上です。

○議長（村中徹也） 26番。

○26番（富岡幸夫） 市長、今お聞きのとおりです、調査していないのです。地域の格差は十全にあるのです。我々はどうして、市長先ほど答弁に答えられましたけれども、定額給付金に9億9,000万円ほどのものを出したと。今回4,800万円。かなり大きな比重です、ウエートは大きいです、公務員だけとしても。これだけの経済力がここで落ちるわけです。地方のはんらんがあっても私はいいのではないかなと思っているくらいなのです。そういうことをどこかの市長が、どこかの首長が国に向かって言っていないと、ペナルティーがあるからということ、それを怖がって、そうすることはいかなものかと、こういうふうにするのでありますけれども、市長、ぜひ青森県内の市長さん方、皆若い市長さんばかりです。青森市長はこの前なっただけ。2期、3期やられている市長はいません。あなたほど若くて市長をやっている方もいません。こういう思いをどんどんぶつけてください。東北市長会も、この秋に来るのでしょうか、むつ市に。

市長は、議長時代、全国市議会議長会基地協議会の副会長ですか、いろんな要職にあられたと。そのようなことがあれば、ぜひ青森県を代表して、地域の苦しみを皆さんに論じて、そのようにして闘っていく覚悟を少しはしてくれませんか、どうですか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） ご発言にちょっと誤解がございました。全国市議会議長会基地協議会の副会長と、東北地区の会長も務めさせていただきましたので。

地方のはんらんを起こさない、怖がってばかりではだめだと、こういうふうなご趣旨でございますけれども、この立場になって、国権、国の権力の強さ、財政権限の強さというものも非常に痛切に感じております。これは、地方交付税算定のものが積算されて地方交付税で来ます。そのほかに特別交付税、そういうふうなものもありますし、さまざまな部分で国の権力の強さ、そして財政のその権限の強さというふうなもの、この職についてから非常に認識を深めております。しかしながら、今富岡幸夫議員がお話のような怖がってばかりではいけないし、地方からはんらんという、そういうふうな声もございましたけれども、そういうふうな意識は常に持って、市長会等では臨んでおりますので、その部分でご理解をいただきたいと、このように思います。

ただ、ただいま上程いたしました条例につきましては、ペナルティーというふうなお話ございましたけれども、やはりその部分ではおびえているというふうな表現を使っていいのかわかりませんが、そういうふうな権力が現に存在しているわけですので、さまざまな部分で悪影響が出てくるおそれがある。やはりそういうふうな懸念は払拭して、安定した行政を運営していくのが、また私の務めであると、このように認識をしておりますので、納得しないと言わずにご理解をいただきたいと、このように思います。

○議長（村中徹也） これ以て富岡幸夫議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。10番岡崎健吾議員。

○10番（岡崎健吾） 先ほどちょっとお聞きしたのですが、4,800万円ほどの減額が出るということですが、この額を何か特別に別な事業とか、そういうのに使う予定があるのか。今職員の時間外手当は、満額はついていない状況だと思います。先ほど市長が職員のモチベーションを上げるという

ふうなお話もありましたので、全額とは言いませんが、できれば幾らかの額を職員の時間外手当のほうへ回せないのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 岡崎議員のご提案、一つのご提案として今後の中で考えていかなければいけないかもしれませんが、この減額をした分をさまざまな部分にと、ほかのほうにというふうな、そういうふうな財政状況を考えますと、なかなか無理なところがあるかと、このように思います。

モチベーションを高める、給料高だけでモチベーションが高まるのかということそうではないし、やはりその部分で組織の活性化、そしてまた人材の適材なところへの配置、そういうふうなものを総合的に考えて、モチベーションを高めていくという思いで臨んでいきたいと、このように思います。

○議長（村中徹也） これ以て岡崎健吾議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第38号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第38号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第38号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。6番横垣成年議員。

（6番 横垣成年議員登壇）

○6番(横垣成年) 議案第38号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対し、反対討論をいたします。

本案は、県人事委員会の13日の減額発表を受け、6月に支給する期末勤勉手当を0.2カ月減額するものであります。例えば30万円の給与にあっては6万円もの減額であります。人数は555人で、総額では4,800万円という規模であります。この減額がされる公務員はむつ市だけで555人ですが、これ以外にもむつ総合病院の職員、消防職員を入れると4,800万円が1億円以上の規模の減額ということになります。これ以外にもむつ市には国家公務員もおりますし、県職員もおります。そういうものをまぜ合わせると数億円の、そういう金額がこのむつ市に回らなくなるということになりますから、むつ市の経済をますます冷え込ませるということは必至であります。

通常は、民間の調査、これは1万1,000企業を対面調査して、そして8月に勧告が出され、12月に調整をしております。今回は、確定していない民間が多いうえに、たった2,700社を対象に4月に調査をし、勧告をしたというもので、異例でございます。国の人事院勧告に従って減額を決定したのは36都道府県と言われております。11県は減額を見送ったということですから、この異例の勧告に対する反発もあったのではないかと思わざるを得ません。

公務員というのは、どこの国にあっても中間層を形成する中心となっている職種であります。中間層はどういう役割を果たしているものでしょうか。歴史を見れば、社会を安定させ、発展させるという大変大きな役割を果たしていることに気づきます。残念ながら日本は、その中間層の歴史的な役割を自覚できていないようであります。可能性と未来を多く秘めた中間層をいかにふやし充実させていくかという議論をもっとすべきであるこ

とを提起し、本案に反対いたします。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(村中徹也) これで討論を終わります。これより採決に入ります。

議案第38号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者15人、起立しない者9人)

○議長(村中徹也) 起立多数であります。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

議案第39号

○議長(村中徹也) 次は、日程第19 議案第39号 むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。

以上で議案第39号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第39号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第39号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よっ

て、議案第39号は原案のとおり可決されました。

議案第40号

○議長（村中徹也） 次は、日程第20 議案第40号 むつ市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第40号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第40号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第40号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

議案第41号

○議長（村中徹也） 次は、日程第21 議案第41号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第41号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第41号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第41号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

報告第5号

○議長（村中徹也） 次は、日程第22 報告第5号 平成20年度むつ市一般会計繰越明許費繰越計算書を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で報告第5号の質疑を終わります。

報告第5号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

報告第6号

○議長（村中徹也） 次は、日程第23 報告第6号 平成20年度むつ市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。

以上で報告第6号の質疑を終わります。

報告第6号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

報告第7号

○議長(村中徹也) 次は、日程第24 報告第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成20年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めます。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。

以上で報告第7号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第7号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、報告第7号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、報告第7号は承認することに決定いたしました。

報告第8号

○議長(村中徹也) 次は、日程第25 報告第8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成20年度むつ市介護保険特別会計補正予算について報告及び承認を求めます。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。

以上で報告第8号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第8号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、報告第8号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、報告第8号は承認することに決定いたしました。

報告第9号

○議長(村中徹也) 次は、日程第26 報告第9号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、むつ市地域活性化・生活対策基金条例について報告及び承認を求めます。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、23番浅利竹二郎議員。

○23番（浅利竹二郎） 報告第9号についてでありますけれども、市長の説明に「広く地域活性化に資する事業または生活対策等に対応した事業の財源に充当できるように新たな基金を設置する」とありますけれども、この具体的な使途の内容についてご説明いただきます。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） その趣旨に基づきまして、その具体的内容、担当からお答えさせます。

○議長（村中徹也） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） この基金の活用による具体的な事業ということでお尋ねでございますが、この基金を活用しての主な事業といたしましては、まず浜奥内漁港の整備事業、あるいは防災メール配信システム構築事業、それから第一川内小学校建設事業、保育所改修事業等々、生活の基盤整備あるいは産業、生産基盤の整備、あるいは防災という視点での内容でございます。主なものとしてはこういうことをご理解をいただきたいと思えます。

○議長（村中徹也） 23番。

○23番（浅利竹二郎） この条例は、今政府が補正予算で緊急雇用とか経済対策とかいろいろ対策を講じておりますけれども、その一環だと思うのです。この条例は1年限定ですね。それで、ほかにもいろいろ出てきますけれども、短期間のものがほとんどです。これ実際にどのような効果があるのか、市長はどのようなお考えをお持ちですか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） これは、1年限りということで、要するに基金をつくって使ってしまいなさいよというふうな、この100年に1度と言われる

経済不況の中で国の示した姿勢でございます。この部分では、非常に我々にとっては大切な防災関係の問題、そして第一川内小学校、それから今部長からお話ございましたけれども、ナマコの増殖だとか、そしてまた説明ありました浜奥内の漁港整備、そういうふうなものに非常に臨機応変にこれが対応できた、できるということでは、地域の活性化に大きく寄与するものと、このように今考えております。この部分においては、平成20年度末、国会の動き、さまざまな状況を見ておりましたし、また今14兆円と言われる国の平成21年度の補正予算、今国会で審議、衆議院が通過し、今参議院で審議がされているようでございますけれども、さまざまこの経済状況における不況の中で、国が打ち出す補正予算等々を慎重に情報をつかみ、そして慎重にそれを処理し、そしてより効果的な使い方地域活性化に役立てるべく検討を重ねているところであります。

また、平成20年度の予算でこの部分においては、例えば議決をいただきましたように、脇野沢温泉の改修だとか、それから奥薬研修景公園の周辺整備の事業だとか、大湊中学校の耐震だとか、さまざまな部分で、なかなかこういうふうな財政状況の中ではできない部分、こういうふうなものに早く手を打つことができているということで、地域の活性化の源になるというふうなことでご理解をいただきたいと、このように思います。

○議長（村中徹也） 23番。

○23番（浅利竹二郎） 今回の金額につきましては、3,239万4,000円を積み立てるということになっておりますけれども、これいろいろ事業がメジロ押しといたしますが、地域の活性化のためにいろいろやりたいことがあると思うのです。これ余ることはないと思うのですけれども、例えば不足したような場合、これは市独自で手当てを、追加手当てといたしますが、新しい事業を考えると、そうい

う計画はいかがでしょうか。

○議長（村中徹也） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） ただいま浅利議員のご発言の中で3,239万4,000円という数字が引用されましたが、これは後段報告第15号の4月7日付の専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてのご提案の内容ということをごさいます、平成21年度の当初予算に計上したという意味では先ほど幾つか例を示しましたが、その内容と市長が加えました内容でご理解いただきたいと思いません。

それから、本題のほうの基金の余剰分、あるいは不足分の処理はというお尋ねでございますが、新たな基金を設けましたことで、普通建設事業、いわゆるハード事業ですけれども、このほかソフト事業にも広く活用できますことから、できる限り余剰金が生じることがないように最大限の活用を図っていく、つまり使い切るという考え方で進めてまいりたいと思っております。

また、基金の充当によって一般財源がそこで浮くという効果が出ます。逆に不足が生じた場合にはそのまま一般財源の持ち出しということになりますので、その事業に見合った適正規模の事業充実に努めてまいるということをご理解いただきたいと思いません。

○議長（村中徹也） これで浅利竹二郎議員の質疑を終わります。

次に、2番澤藤一雄議員。

○2番（澤藤一雄） 今の浅利議員の質疑と重複いたしますけれども、ほぼ重なっておるわけですが、今の議論を聞いておりまして、いわゆる国の緊急経済対策ということで交付された1億2,000万円余りの平成20年度の補正ですけれども、本来一般財源で手当すべきものに、いわゆる財政的な事情があって、順次この基金を取り崩して活用していくのだというような答弁でござい

ました。私は、やはりメールのシステムとか、あるいは第一川内小学校とか、保育所の補修とか、この後の予算にも出てまいりますけれども、いわゆる一般財源を充当すべき事業に使われているなという印象を持っております。この際、今後その資源をふやしていく、つまりは産業の振興という部分にぜひ活用をしていくべきではないかと、このように考えるわけですが、この辺の市長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） まず、基本的に1年限りというふうなことで澤藤議員もご承知のとおりでございます。そしてまた、産業振興というふうな部分、これはやはり時間をかけてしっかりと取り組むと、これ1年限りのものではございません。そういうふうなところで、さまざまこれまで想定しているメニューがございます。そのメニューの中でできない部分、一般財源を出さなければいけませんので、そういうふうなところで緊急性の高いもの、そしてまた要望の非常に強いもの、認識をしているところ、地域の方々のバランスも考えなければいけません。そういうふうなものをまず優先的に事業を進めていかなければいけないだろうし、そしてまた産業振興、これ非常に大切でございます。しかしながら、国のこの矢継ぎ早の補正、経済対策というふうなことでございまして、1年限りとか、そういうものがありますので、なかなかそういうふうなところに対応する以前、やはりその部分のしっかりとした施策、計画、それら検討を重ねている事業、そういうふうなものにまず向けていかなければいけないと、こういう状況でございました。

産業振興につきましては、十分認識をしておりますので、今後一般質問等々でさまざまなご提案をいただきまして、そしてその中で我々できるものはしっかりと長期的な中で、そしてまた例えば

地域の限界集落、そういうふうなところへの手当てなんかも多分澤藤議員はお考えだと思いますけれども、そういうふうなものもやはり1年で済むことではありません。それは、長期的な中で、計画をしっかりつくった中で国のこの補正等制度、そういうふうなものをうまく利用できるような体制をしっかり整えていきたいということでご理解をいただければなど、このように思います。

○議長（村中徹也） これでは澤藤一雄議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で報告第9号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第9号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、報告第9号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、報告第9号は承認することに決定いたしました。

報告第10号

○議長（村中徹也） 次は、日程第27 報告第10号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるところについてを議題といたします。

本案は、むつ市税条例等の一部を改正する条例

について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で報告第10号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第10号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、報告第10号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、報告第10号は承認することに決定いたしました。

報告第11号

○議長（村中徹也） 次は、日程第28 報告第11号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるところについてを議題といたします。

本案は、むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について報告及び承認を求めるところであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので発言を許可します。6番横垣成年議員。

○6番（横垣成年） 2点ほどお願いします。

まず、国保税、提案理由には「2割軽減世帯の所得がふえた場合等に国民健康保険税の減額措置の適用を行わないとする規定の廃止」というふう

に書いてあるのですが、これは対象者はいるのかどうか、2割軽減世帯の所得がふえた場合というふうに書いてあるので、ふえるかどうかというのはこれからわからないので、対象者はわからないということになるのですが、これは今までも、例えばこういう規定を置いていても何も対象者がなかった、また今後もあり得ないというふうなことで廃止ということに、これは国のほうがそういうふうに判断して、ここも同じく変える条例ですが、そういうふうな経過があったものかどうかということをお知らせ願いたいと思います。

そして、2点目ですが、介護納付金の上限、今は9万円で、これが1万円上がって10万円というふうになるのですが、こういうふうな9万円が10万円となる対象市民は何人いるものかということと、あと収入がどのぐらいの人が9万円が10万円というふうになるものかお知らせ願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） ただいま2点ほどのお尋ねをいただきましたので、ご説明申し上げます。

今回ご報告申し上げたのは、この2割軽減の世帯でございますけれども、議員ご指摘のとおり、前年の所得に比較して著しく所得が変化、その他の事情により、減額が適当でないとした場合は減額を行わないとする規定を廃止するものでございまして、当市においては経過規定でございますけれども、平成19年度以前は、この2割軽減世帯となるすべての世帯に減額申請の勧奨、郵送で勧奨を行ってございまして、これを申請した世帯についてはすべて減額を行っております。

また、平成20年度でございますけれども、この申請によらずにすべての該当世帯を職権により2割軽減することができる旨の国からの通知がございましたので、2割軽減をすべて行っております。したがって、お尋ねの人数でございますけれども、

この規定による対象人数はございませんということになります。

2点目ですけれども、介護納付金課税限度額が9万円から10万円になると、その国民健康保険加入者が何人で、その収入が幾らかというお尋ねでございますけれども、平成20年度賦課時点で限度額超過世帯は376世帯となっております。

次に、収入が幾ら以上かでございますけれども、この介護納付金が賦課される被保険者は年齢が45歳から64歳の方が対象になりますので、世帯におけるこの該当者が何人いるかで限度額を超える所得額が違ってまいります。そのことを踏まえましてご説明しますが、世帯にその該当者が1人いる場合で、所得額が428万円以上、また、夫婦と仮定しますけれども、夫婦2人の場合は371万円以上がこういう世帯と考えております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） 1点目について再度お尋ねさせていただきますが、2割軽減の方に対しては平成19年度も平成20年度もすべて適用したということではありますが、結果として見れば、2割軽減の方がいきなり所得がふえたというか、そういう方はいなかったというふうな考えてよろしいでしょうか。そこを確認させていただきます。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 先ほどもご説明いたしましたように、まずは申請に基づく場合ですけれども、所得の変化がございませんというふうな申請をいただいておりますので、今ご指摘のとおり、所得がふえたという部分については、ないというふうな考えております。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） ちょっとくどくなるのですが、結局その2割軽減の方というのは、所得がふえる根拠というのをそもそも余り持ち合わせていない

というふうな可能性の高い、そういう世帯というふうに考えていいものかどうかということです。それは、財産、山とかいっぱい持っていて、今まで売れなかったのがたまたま道路が通ることが決まってぼんと入ったということになれば、それはいきなり収入が入ったということになるのですが、そういう特別なことがなければ、ほとんど収入が入るということはありません、今後ともありませんというふうに判断してこういう措置になったのかなと考えていいのか、そこをちょっとお知らせいただければと思います。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 国でどのように考えているかわかりませんが、廃止規定でございますので、いわゆる2割軽減も、そのほかに5割軽減、7割軽減もございます。すべて所得が前年のものに該当するといった場合は、すべて軽減するというふうなことに理解しております。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で報告第11号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第11号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、報告第11号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、報告第11号は承認することに決定いたしました。

報告第12号

○議長（村中徹也） 次は、日程第29 報告第12号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、むつ市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で報告第12号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第12号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、報告第12号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、報告第12号は承認することに決定いたしました。

報告第13号

○議長（村中徹也） 次は、日程第30 報告第13号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、旧川内町、旧大畑町及び旧脇野沢村過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で報告第13号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第13号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、報告第13号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、報告第13号は承認することに決定いたしました。

報告第14号

○議長（村中徹也） 次は、日程第31 報告第14号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、むつ市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について報告及び承認

を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で報告第14号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第14号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、報告第14号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、報告第14号は承認することに決定いたしました。

報告第15号

○議長（村中徹也） 次は、日程第32 報告第15号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成21年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので、順次発言を許可します。まず、2番澤藤一雄議員。

○2番（澤藤一雄） この予算の中で、さきの地域活性化・生活対策基金から3,200万円余りの繰り入れをして、歳出では商工費に1,350万円、そして教育費に1,889万円余りという支出をするわけ

でございます。この商工費の中のいわゆる商品券発行事業費補助金でございますが、資料によりますと、むつ商工会議所、川内町商工会、大畑町商工会にそれぞれ補助金が計上されているわけです。この発行された商品券の内容についてお尋ねをいたします。総額でどれくらいだったのか、そして現在どれくらいの商品券が販売済みなのかについてと、さらには教育費のトップライト改修事業でございますけれども、これは既存のものがどういうもので、その改修内容がどういうものなのかについて、まずお尋ねいたします。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） プレミア商品券の発行についてお答えをいたします。

まず、発行総額でございますが、これは1億3,500万円を見込んでございます。その内訳といたしまして、むつ商工会議所では1,000円の商品券を10万枚、1億円相当でございます。それから、川内町商工会では500円券を3万枚、1,500万円です。それから、大畑町商工会では1,000円券を2万枚、2,000万円でございます。

次に、現在どれくらい販売済みかということでございますが、これは5月20日現在の販売実績で、まず、むつ商工会議所では発売当日10万枚完売いたしております。

それから、川内町商工会では、3万枚のうち5月20日現在1万1,060枚で、率で36.8%でございます。

それから、大畑町商工会では2万枚のうち7,240枚で、36.2%となっております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） 図書館の光庭トップライトの改修についてお答えいたします。

まず、図書館の光庭トップライトは、現在のやつですけれども、屋根部分に強化ガラスを一面に

張り詰めております。その内側を網の入ったガラスでふさいだ構造になってございます。年数の経過とともに内側の網入りガラスが熱割れを起こしたと。夏、熱割れと思われる亀裂が入ったというふうなことで、去る3月29日にこれが落下してございます。人の出入りが非常に多い施設でございますので、早急にこれを改修しなければいけないというふうなことで、急遽予算措置をしていただいたわけでございます。

今回改修する内容でございますけれども、今月8日からもう既に改修を始めてございます。網ガラスを撤去しております。これは、22日にすべて撤去を完了してございます。現在は、改修工事の設計を委託している状況でございます。改修の内容は、現在のガラス屋根の部分をも3分の1に縮小します。残りの3分の2は金属製の屋根ぶきとすることとしております。光庭の機能を残しながら、安全面に配慮した構造に改修するという計画になってございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 2番。

○2番（澤藤一雄） ただいまの答弁ですと、むつ商工会議所が1億円即日完売、川内町、大畑町商工会がそれぞれ36%余りというようなことでございますが、この状況を市長はどのように認識されておりますか。プレミアムが10%ということで販売されているわけですが、商業の集積とかいろいろな地域的な問題があるのだらうと思います。そうした地域の状況といたしますか、落差といたしますか、格差といたしますか、そういう今はっきり数字として出てきたこの状況について、市長はどのようにご認識されますか、お尋ねをいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） プレミアムつき商品券の売れ行きの問題でどういふふうな認識を持っているのかというふうなお尋ねのご趣旨だと思いますけ

れども、これはむつ商工会議所のほうがかなりの短時間で売れてしまったというふうな部分、報告もありました。そして、川内地区、また大畑地区、この部分では5月20日現在段階で3分の1程度ということで、残り3分の2をどういうふうに販売をしていくのかというのは、やはりこれはまず個店で一つの努力をしていただかなければ、魅力あるお店にしていいただかなければいけないし、そしてまた地域で、地域の方々が地元で使おうという、そういうふうな意識もやはり醸成してもらう必要があると。こういうふうなところが相まって、その販売がこれからふえていくのではないかなと、私はそういうふうに思います。

私自身も、昨日某地区で商工会の総会がございまして、そういう状況を聞きましたので、商品券を買い求めて、むつ市はもうありませんけれども、両地区で買い求めて、これから1カ月に1回予定しております庁議もできるだけ外に出て開催し、そして地元をよく視察をすると、そういうふうなときに買い物をして歩きたいと、こういう意識で臨んでおりますので、この部分でご理解をいただければなと、このように思います。

○議長（村中徹也） 2番。

○2番（澤藤一雄） このことには2つの問題があるかと思うのです。いわゆる緊急経済対策という一つの側面がございまして、そして、商業の集積と申しますか、地域の経済状況と申しますか、そうしたいろいろな問題を含んでいるのだらうと思うのです。そのときに、短期的にはこの緊急経済対策がこれでよかったのかというふうな一つの反省が出てくるのだらうと思うのです。そしてまた、長期的には「どげんかせんといかん」というような地域の商業に対する市長の今後の思いと申しますか、対策と申しますか。市長がその地域に行つて商品券をお買いになるのも結構でございますが、それらも含めまして、今後のお考えと申しま

すか、対策なり認識なりを再度お尋ねをいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 一般質問の答弁みたいな形になりますけれども、お許しをいただきたいと、このように思います。

やはり澤藤議員の根底にあるのは、集積されてきつつある大型店と地元の小売業、この部分でどういうふうに行行政が取り組んでいくのかというふうなことが大きく根底にあるのではないかなと、このように認識をして今聞いておりました。

まず先ほど澤藤議員がお話ししました緊急経済対策、この部分で私は、この商品券、プレミアム付商品券、これは効果があるものだとして認識しております。つまり非常に足の早い売れ方もしております。そして、これはむつ地区に限定いたしますと、多くの商店が参加をし、そしてそこでその商品券が流通しているというふうな現実がありますので、この部分において1億円プラス1,000万円というふうな形、1億円で1億1,000万円分の商品券が買えたというふうなこと、この部分においては緊急経済対策的な部分では効果があったものと、このように思います。これから川内地区、また大畑地区でもどんどん、どんどん、まだまだ売れていないというふうなことが伝わって、大いにその部分で商品券が売れて、地元にお金が落ちるということを期待しております。その部分で、大型店と対抗して小売店が、小規模なお店が、では何をやっていくのかと。そういう意味では全く同じ小規模、零細規模の商店を私もやっておりますけれども、向かいにはもうとんでもない大きいものがどんどん、どんどん出ています。その中でどういうふう生き延びていくのかというふうなこと。

また、私もある業界の長も仰せつかっております。そのときに話をさせていただきますのは、や

はり小さくても、まずきらっと光る小売店でなければいけないだろうと。そして、同じ土俵ではやはり勝てないわけですので、そこには何が求められているのかというふうなこと。ことしのそのある組合での事業計画、方針の中で、私は次のようなことを述べさせていただきました。つまりそれは和魂商才であると。日本人の魂、これまで先人たちが築いてきた地域のつながり、そしてさまざまそのきずなを大切に、日本人の心でもってそれが和魂になります。そして商才、商人の才能を發揮していく時代であろうと。単に大型店、それにむきになって同じ土俵では無理なのだから、そういうふうな部分、和魂商才を發揮して、小さくてもきらっと光ること、それは量ではない、質の問題であると。そういうふうなところに、質というのは商品の質もありますし、そしてサービスの質もあるのだと、こういうふうなことを私は述べさせていただきました。まさしくそういうふうなところを市民の皆さん、消費者の皆さんは大いに期待をしているのではないかなと、こういうふうなところを私は考えております。その部分で、行政として何ができるのかというふうなことをこれからじっくりと考えて、さまざまな地域振興のために手を打っていきたく、このように思います。できるだけ提案をいっぱいお受けしていきたく、このように思いますので、よろしく願います。

○議長（村中徹也） これでは澤藤一雄議員の質疑を終わります。

次に、6番横垣成年議員。

○6番（横垣成年） 私も前議員と同じ図書館のトップライトの改修事業についての質問をさせていただきます。

金額が1,889万4,000円とかなり高額なので、また同じようなつくりで修理をして、また壊れたら、またこれ以上の修理費がかかるのかなというふう

に思っておりましたが、先ほどの答弁を聞くと、ガラスの部分は3分の1に縮小したということですから、今度は落ちることはないように修理はするのでしょうか、もし何かあった場合でも、もうこんなに修理費はかかることはないということを確認していいのかということ。

あと1,800万円というのは、それこそ家が1軒建つくらいの金額でありますから、今のガラスの部分、またガラスを入れると、それでお金がかかるのかなというふう思うので、もうガラスを入れないで、それこそ1,800万円かけるとなると、普通の屋根にして、あと太陽光パネルなんかをつけて、そしてそのエネルギーでライトをつけるという案も可能な金額ですね、この1,800万円となれば。ですから、そこら辺の考え方もしたのかどうかというのも含めてご答弁いただければなというふうに思います。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） 横垣議員のお尋ねにお答えいたします。

初めに、修理のかからない建築方法というようなお尋ねかと思えますけれども、図書館の建設時にコンセプトというのですか、そういうのがございまして、光庭、トップライトをつけてガラスで自然光を取り入れるというようなものを考えてございました。たまたまこのトップライトが特注品、オーダーメイドでございまして、それが今熱割れを起こしたということでございます。今回は、それらを十分に考えまして、そのトップライトの空間は残しつつ、なお安全ということを考えまして、今回複層ガラスは汎用品を使って、余り事故の報告のない汎用品を使ってやるということで、全面を屋根にしまえば確かにコストは安くなるかと思えますけれども、せっかくそういう空間があるものを全部ふさいでしまうというふうな考えは持っておりませんので、十分にその熱割れの起き

ないような工法、空気の循環とか、熱の換気とか、そういうものも考慮しながら工事を考えてございます。その総計が、撤去費もかかっておりますので、全体で1,800万円ほどということになっております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。19番山崎隆一議員。

○19番（山崎隆一） 農業振興費の脇野沢農業振興公社への5,000万円の貸し付けですけれども、これ大変財政厳しい中で出資、貸し出しするわけで嬉しいことでもありますけれども、ただこの金額が、今までだと銀行から借り入れして、理事長以下理事の方々が判を押して保証人という形になって、繰り回しをしてきた経緯があります。そういう中で、理事長もかわり、あるいは理事もかわり、役員も一新して、言えばなんですけれども、新しくスタートしたような形になったわけです。そういう中でこの金額の利子が14万5,000円ですけれども、何カ月貸すのか。これは、来年の3月まで、要するに出納閉鎖と言えば、出納閉鎖は5月ですけれども、一応3月まで貸し付けするのか、それとも1カ月間の貸し付けになるのか、その辺を若干お聞きしたいと思っております。

○議長（村中徹也） 脇野沢庁舎所長。

○脇野沢庁舎所長（片山 元） お答えいたします。

3月31日までの予定でございます。なお、この利息につきましては、1.1%の利息で計算しております。多少その期間によって予算計上している額とは実績で違ってくることも予想されます。

○議長（村中徹也） 19番。

○19番（山崎隆一） わかりました。大変会社のほうも、そういう点では資金繰りが大変厳しい中で、ましてやむつ市も厳しい予算の中でこうして資金

繰りをしてもらうということは、本当に新しい専務、常務も大変喜んでのことだろうと、私そう思っております。いずれにしてもそういうことで、幾ら指定管理しても、そういう力をかしてもらえれば今後ともよろしいかと思っております。ありがとうございました。

○議長（村中徹也） これで山崎隆一議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で報告第15号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第15号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、報告第15号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、報告第15号は承認することに決定いたしました。

閉会の宣告

○議長（村中徹也） これで、本臨時会に付議された事件はすべて議了いたしました。

以上で、むつ市議会第145回臨時会を閉会いたします。

午後 2時52分 閉会